

環境先進国

ドイツから学ぶ

吉田 浩巳

31



前回に引き続き、ドイツの『フアンドレイシングアカデミー』を中心にNPOの資金調達について紹介させていただきます。

今日の日本でもよく言われているように、ドイツにおいてもNPOは自立が原則であり、市民活動は行政を頼るのではなく、NPO自ら資金を調達し、自立しなければいけないことでした。

これは、かつて私が米国のNPOセンターで6カ月

りが頻繁に行われていました。

NPO会社というイメージは、現時点の日本ではまだまだなじまないと思いますが、NPOの自立という意味においては、ドイツと米国はイコールといえるのではないかと思います。

さて、ドイツにおけるNPOの収入割合について調べてみると、事業収入は約32%、行政などからの補助金や委託料が約65%で寄付収入は約3%というのが現

さらに、ドイツ人の寄付行動について、国民性としては個人的な満足感及び他人を助けるのが当たり前という考え方で、これを聞く限り日本人の考え方とほぼ同じではないかと思えます。

寄付の対象分野は社会福祉が約8割、教育が約1割というのも特徴となっています。

次に、ドイツにおける寄付を集める手法について触れたいと思います。ドイツでは、寄付の中でも遺産相続による寄付が最も多く、伸び率も一番高いということでした。これは日本では考えられないことであり、

NPOの資金調達②

「罰金」も配分され寄付

間研究させていただいた時に、米国ではNPOを非営利の株式会社、株券を持たない株式会社というようにとらえており、NPO同士の会話のなかでも「あなたの会社は…」というやり取

りです。これを見ると寄付の割合は決して高くないことが分かります。一方で、行政との関係がとて深いことがうかがい知れます。

しかしながら、行政も財政や委託事業などが年々減ってきており、今後は寄付を伸ばしていかないと現在のNPOの活動を維持していくことができないと、フアンドレイシングアカデミー主任講師のリッター・シヨッヘル氏が

日本とドイツの大きな違いでもあります。

寄付を集める一般的な手法として、インターネット、イベント、電話等があります。そして日本では制度上、現状では考えられない、罰金による収入もあります。ここでの「罰金」とは、交通違反や企業が環境への排出基準違反や税金の申告漏れなどによって科せられた罰金がNPOに分配される制度のことを指します。

これは、裁判所に届けておくと、裁判所が届け出のあったNPOを選考し、NPOに罰金を配分してくれるというものです。これもドイツにおけるNPOを支える制度のひとつです。

(社団法人まちづくり国際交流センター理事長)

毎月第2、第4、第5

水曜日掲載



NPOの財源確保の重要性を指摘したフアンドレイシングアカデミー主任講師のリッター・シヨッヘル氏(左)と筆者